

## 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定の概要

平成 28 年 8 月 4 日  
県民生活部危機管理課

## 1 改定の趣旨

栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）は、平成 24 年 10 月に策定、平成 26 年 10 月に改定を行っているが、その後、国において原子力災害対策指針の改定が行われているため、本県としてもこれらを踏まえ、同計画の改定を行い、県民生活のよりいっそうの安全・安心を確保する。

## 2 前回改訂後の経緯等

- H26. 10 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）改定
- H27. 4 原子力災害対策指針改定（UPZ 外の防護措置、福島第一原子力発電所の原子力災害対策）
- H27. 8 原子力災害対策指針改定（避難退域時検査及び簡易除染の実施方法）
- H28. 3 原子力災害対策指針部分改定（冷却済原子炉施設にかかる EAL の取扱い）

## 3 主な改定内容

### （1）本県における防護措置の見直し

- ア プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがあるときは、放射性物質が到達する前の予防的な屋内退避の実施を基本とすることを規定
- イ 屋内退避の指示が出された場合を想定して当該市町と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町への迅速な避難が行えるよう連絡体制を整備することを規定
- ウ 原子力発電所が立地している地方公共団体から避難退域時検査等の協力依頼があれば、可能な範囲で当該地方公共団体と協力の具体的内容を調整することを規定

### （2）リスクコミュニケーションの充実

県民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から情報提供・情報共有などのリスクコミュニケーションの充実に努めることを規定

## 4 今後のスケジュール（予定）

- 10 月 パブリックコメント開始
- 12 月 栃木県防災会議開催